



(写真) ①本館(スポーツセンター側から)  
②ホール ③ロビーから2階階段へ

# 「文化の町」 づくりへ



## 出番を待つ

### 春日市文化会館

「健康と文化の公園都市」の建設をめざす春日市民待望の文化基地・春日市文化会館がほぼ完成し、オープニングのテープカットを待つばかりとなりました。

1、2階の各施設を通じて特に目を惹くのは、やはり1階のホールです。2階まで抜けた大天井の明るい意匠。まばゆく輝やくばかりの豪華(どんちよう)と30のゆったりしたイス席などは、これまで市内の施設ではかぐことが出来なかった「文化的」な匂いでしょう。



2階の音楽室および視聴覚室、1階の料理実習室など全館の整備が終わるといよいよ「文化のまち」づくりへスタートすることになります。

健康と文化の  
公園都市  
春日

6.1 57  
No.254

— 本号の主な内容 —

- 地方税法、市税条例一部改正 ②③面
- 市民プール16日から開場 ⑤面
- 国民健康保険の税率を改正 ⑥面
- 児童手当の現況届を出してください ⑥面
- 胃ガン検診を実施します ⑦面



市報

かすが

発行・編集 春日市役所市長公室  
春日市役所 ☎(501)1131

#### 市の人口

(5月1日現在)

68,652人	男34,327人	女34,325人
前月比	+ 302人	
昨年5月	66,821人	
本年増	+1,831人	
世帯数	23,058	
昨年5月比	+828世帯	

#### 今月は納期

市・県民税	第1期
国民健康保険税	第1期
国民年金保険料	6月分
市営住宅使用料	6月分
保育所保護者負担金	6月分

# 地方税法、市税条例の一部を改正

地方税法、市税条例の一部が改正され、さる4月1日から施行されました。

この改正により、個人市民税では均等割の非課税限度額の引き上げや寡夫控除の創設、また所得割の一定限度額以下の人に対する所得割の非課税措置が昨年引き続き設けられ、税負担の軽減が図られました。

固定資産税については、昭和57年度が基準年度にあたり、土地評価替えに伴う税負担の調整を図るため、前年に比べてよりきめ細かな負担調整措置が講じられ、また、新築住宅に係る減額措置の延長が図られました。法人市民税については、法人税の延納制度の縮減に伴い徴収猶予割合を縮減することとされました。改正の主な内容は次のとおりです。

〔配偶者控除及び扶養親族の所得要件の緩和〕

家計を助ける主婦等に対して税制面からの配慮として、控除対象配偶者及び扶養親族となるべき者の給与所得制限額（自己の勤労に基づいて得た給与所得等のみ）が29万円（現行20万円）に引き上げられました。

〔長期譲渡所得に係る個人の市民税の特例〕

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例について、昭和58年度以後特別控除後の譲渡益4,000万円を超える部分は2分の1相当額（現行譲渡益4,000万円を超え8,000万円までの部分の2分の1と、譲渡益8,000万円を超える部分の4分の3との合計額）を総合課税した場合の上積税額により課税されます。

〔優良住宅地等のために土地を譲渡した場合の特例〕

住宅建設の促進のため、昭和58年度以後3年度限りの臨時的措置として、譲渡益4,000万円を超える部分は7.5%（県民税2.5%市民税5%）の税率により課税されます。

## 個人市民税 均等割の非課税限度額を引上げ 市民税 寡夫控除の創設

4月実施

### 個人市民税

〔所得割の非課税措置〕

低所得者層の税負担軽減を図るため昭和57年度の措置として一定の所得金額以下の人について非課税措置が講じられます。前年の所得について、所得金額が27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に9万円を加算した金額以下の人は所得割を課さないこととなりました。

〔本人だけの場合9万円は加算されない〕

〔例〕夫婦、子供2人の場合

$(270,000円 \times 4人) + 90,000円$

$= 1,170,000円$  (非課税限度額)

これを基に個人市民税を算出すると

$1,885,000円 \times 11.775,000円 = 21,975,000円$

〔均等割非課税限度額の引上げ〕

均等割が課税されない所得限度額が引き上げられました。前年中の所得の金額が、その人の控除対象配偶者と扶養親族の数を1を加えた数を22.5、000円（現行207,000円）に乗じて得た金額以下の人は均等割が課税されません。

〔例〕夫婦、子供2人の場合

$225,000円 \times 4人 = 900,000円$

〔寡夫控除の創設〕

父子家庭のための措置として寡婦控除との均衡を図るため寡夫控除が創設されました。妻と死別し、また離婚した寡夫のうち生計を一にする子を有し、かつ所得金額が30万円以下で老年者に該当しないものについては、寡夫控除と同額の21万円の所得控除が受けられます。

(みなし法人課税を選択した場合の特例に係る税率等の改正)

法人税の税率の引上げ及び法人税制の税率改正に伴い、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例におけるみなし法人所得に対する税率について所要の整備が行われました。

(雑損控除の足切り限度額の改正)

災害に直接関連して支出された費用についての雑損控除に係るいわゆる足切り限度額については、現行の所得金額の10分の1相当額から、所得金額の10分の1又は5万円のいずれか低い金額に改正されました。

## 法人市民税

(徴収猶予割合の縮減)

確定申告による税額に係る徴収猶予を4分の1(現行2分の1)以下に引き下げるとともに、中間申告による税額に係る徴収猶予制度が廃止された。

## 固定資産税 都市計画税

(宅地等並びに農地に係る負担調整措置)

固定資産における土地の評価替えは、3年毎の基準年度に行われることになっていますが、昭和57年度はこの基準年度にあたっています。評価替えに伴う税負担の調整を図る措置は宅地等、農地とも上昇率を3段階に分類していたものを、税負担の増加を緩和する趣旨から今回は宅地等5段階に、農地4段階にときめ細かに分類されました。

(新築住宅に係る減額措置の延長)

大都市地域を中心に依然として住宅不足の状況は続いており、引き続き住宅供給の促進を図ることが要請されていますので、昭和59年1月1日までに新築された住宅で一定の要件に該当するものについては、最初の3年度分(中高層耐火建設住宅にあつては5年度分)の固定資産税額の2分の1に相当する額を減額されます。

## ガス税

(ガス税の免税点の引上げ)

標準的な使用の家庭において税負担が生じないよう免税点を二、〇〇〇円(現行一〇、〇〇〇円)に引き上げ、昭和57年6月1日使用分から適用されます。

## 別土地保有税

保有期間10年を超える土地(市街化調整区域外の区域で既に課税されている

る土地を除く)を課税対象外とする。(現行期間制限なし)  
なお、このほか非課税等特別措置の期限の延長等所要の税制の整備が行われております。

## 改正 公職選挙法

お金のかからな  
いきれいな選挙を  
実現するため、公  
職選挙法が改正さ  
れ、昭和56年5月  
18日からすでに施  
行されています。

後援団体が政治活動のために使  
う事務所を掲示できる立札・看板  
などの数は、これまで一団体に  
後援団体使用の立札  
看板の総数を制限  
し何枚と制限されてきました。

しかし、今回の改正により、同  
じ候補者等にかかる後援団体のす  
べてを通じて何枚というぐあいに  
総量が制限されることになりました。  
これらの立札・看板などには、  
選挙管理委員会が交付した証票が

はられています。  
次号は「政治活動のための事務所等  
を表示するポスター・ステッカーの制限等  
について」(春日市選挙管理委員会)

選挙の種類	候補者等	同一の候補者等にかかる すべての後援団体を通じて
衆議院議員	10	15
参議院議員 (全国区)	100	150
参議院議員 (都道府県別)	16	24
福岡県知事	16	24
福岡県議会 議員	6	6
春日市長	6	6
春日市議会 議員	6	6

候補者等や後援団体の立札・看板など  
の総数

## 生活公害なくそう

5日から環境週間

6月5日から11日まで環境  
週間が始まります。

わたしたち人間が健康で快  
適な生活を送るためには、ま  
るく「空の家のピアノの音がう  
れいな空気や水などの自然を  
捨てられ悪臭が」といった  
生活公害、空き缶の投げ捨  
など、防止にはみんなの協力を

地区世話人きまる

29氏に依頼辞令

市内の自治組織である地区の数は、須玖の南・北分区により29区となりましたが、このあと各地区とも世話人の顔ぶれがそろい、去る4月一地区世話人「依頼の辞令が亀谷市長から交付されました。

下表の世話人29氏は、地区と市を結ぶ行政のパイプ役として47年度中、いろいろと地区の面倒をみていただきます。

地区世話人氏名 (57年4月1日現在)

地区名	世話人氏名	住所	電話
岡本	村田 利馬	岡本町4丁目32番地	(591)7274
春日	白水善四郎	春日1160番地	(581)0209
春日台	山本 重忠	須玖836番地の9	(581)8838
春日原	江頭 慶二	春日原北町1丁目3番地の7	(581)2086
春日原南	本田 義信	春日原南町3丁目33番地	(581)4050
上白水	今崎 壽	上白水618番地	(591)7576
欽修	名城 嗣昭	須玖1156番地市営鉄路921号	(585)8943
小倉	成古 重春	小倉1023番地の1	(581)1286
桜ヶ丘	富永 重吉	日の出町1丁目17番地	(571)3785
下白水	栗田 利兵	下白水1310番地の2	(591)1375
白水池	武田 信治	上白水170番地の14	(572)7641
須玖北	秋枝 操六	須玖2003番地の1	(501)6623
須玖南	高田 栄	須玖1974番地の1	(201)5083
惣利	安藤 和夫	春日1605番地の157	(595)0543
宝町	野田 昇	宝町3丁目5番地	(574)1100
竹ヶ本	平塚 勲	小倉1566番地の2	(591)5118
ちくし台	飯田 弘	ちくし台1丁目42番地	(581)9637
千歳町	柴本 保	千歳町1丁目34番地	(581)0924
徳府	太田 賢治	春日497番地の7	(581)2511
西郊永	今里 治幸	下白水1563番地の79	(591)2252
霞町	松尾 六郎	下白水703番地	(591)2226
光町	平山 勝	光町3丁目12番地	(571)3559
東郊永	林田 保行	下白水1454番地の75	(582)0001
日の出町	白井 義雄	日の出町2丁目7番地1115号	(585)4546
松ヶ丘	河原 千夫	下白水192番地の25	(595)1121
紅葉ヶ丘	井上 荒園	春日1603番地の317	(501)4240
大和町	福永寅次郎	大和町3丁目2番地	(581)1420
若草	中園徳三郎	須玖891番地市営若草141号	(591)0114
若葉台	船越藤次郎	小倉180番地の25	(581)7595

区長会長に

江頭氏を再選

4月の区長会で役員が次のとおり決まりました。

(会長)

江頭 慶二(春日原区長)

(副会長)

白水善四郎(春日区長)

野田 昇(宝町区長)

(幹事)

高田 栄(須玖南区長)

成古 重春(小倉区長)

(会社)

太田 賢治(徳府区長)

(監査)

今里 治幸(西郊水區長)

平塚 勲(竹ヶ本区長)

わたしたちのペニヅ

母親水泳教室 受講生

○日時 6月29日(土)～7月10日(月)  
午前10時～12時

- 会場 市民スポーツセンター 水泳プール
- 対象 春日市に居住の母親
- 募集人員 40名(定員を越えたときは抽選とします)
- 申込み 往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入のこと。
- 申込先 〒816春日市大字小倉55の1春日市立市民スポーツセンター内、社会体育課あて
- 締切 6月19日(日)必着のこと
- 受講料 無料(ただしスポーツ安全傷害保険料60円と親子代500円が必要です)
- 往復ハガキ以外は受け付けません。



あんどん祭りの春日太鼓を打ちませんか!!

春日あんどん祭りは、8月中旬(後の2日間)催されますが、祭りの太鼓を打つ人を市民まつり振興会で次の通り募集しています。

○対象者 年齢・性別など問わず、太鼓の好きな人でしたら歓迎します。

○練習 毎週日曜日午後0時から2時間、スポーツセンター体育館で。

指導は安河内信三郎さん。申し込みは市役所市長公室内、市民まつり振興会へ。

☎(刈) 1131



## 市民プール16日開場

市民スポーツセンターの水泳プールが6月16日(木)から開場されます。

低学年児童と幼児は、必ず父兄や成人者に同伴してもらってください。47年間場以来の事故「0」を今年も続けましょう

期間	プールの種類	プール開場時間	
		火・土曜日	日曜日
6月16日～7月10日	幼児・児童用プール	午後1時～5時	午前10時～午後5時
9月1日～14日	50mプール	午後1時～8時	午前9時～午後8時
7月11日～	幼児・児童用プール	午前9時～午後6時	
8月31日	50mプール	午前9時～午後9時	

区分	施設	水泳プール		
		普通券		回数券
		2時間以内	超過30分ごと	2時間券12枚綴
個人	一般	150円	60円	1500円
	中・高生	100	40円	1000
	小学生	80	30円	800
	幼児	50	20円	500

※「幼児」は就学前の者、「中・高生」は中学校・高等学校に在籍者と18歳未満のもの、「一般」はその他の人



春日風土記  
46  
春日の社 18  
春日神社 (その九)

### 「婿押し」は市民の誇り

春日神社祭礼中、最大の行事といえ、一月十四日夜の「婿押し」です。

「古い記録が焼失していて、いつの時代に起こったのかがはっきりとしません。この婿押しと類似する「婿投げ」の行事が全国に二箇所あって、静岡県と新潟県にあります。しかし、古い伝統と、規模は春日にはかないません。

全国的にもめずらしい行事で、昭和34年福岡県無形民俗文化財に指定されています。

行事の内容は、前年度中に結ばれた新郎・新婦の祝儀行事として、一月十四日夜、氏子中45歳以下で組織された「三郎組合」の人達が中心となり次のような順序で行います。

- 一、左義長 二、宮の行事
  - 三、樽せり 四、沙井取り
  - 五、婿押し 六、千秋楽
- 行事の流れは、午後八時左義長

点火と同時に笛で旗争(のし)出し、花婿のあいさつ、花嫁と花婿の五、つづいて青年と子供たちの樽の奪い合い。宿の行事が終れば一回樽となり、真昼前で神官のお祓いをうけ、神楽を舞台に勇しい「樽せり」が始まり、奪い取った樽の一片を神棚に供え、五穀豊稔と開運を祈願する。樽せりが終ると、春日川(午願川)へ沙井取り



婿押しのハイライト・樽せり

に行く。沙井取りから帰れば一斉に拝殿に駆け上り参拝し、花婿を中心にして祝儀を唱和しながら拝殿もみから左義長へともみ合う。

最後に神前に供えた「若水」を花婿にそそぎ祝儀する。婿押しが終れば、左義長の回りに集まり、手打ちして一連の行事は終了します。

祭りの古くは、神事を農村の通過儀礼とが融合された若者の行事であるものとおもわれます。昔の行事と比べますと現在は簡略されております。

春日区の皆さんは、この行事が終ってから正月を待たます。またこの行事に参加するために、遠くの地からそれぞれ帰郷なさると聞いております。

滅びゆく無形民俗文化財を維持していくことは、当世主権といわれていますが、その中において、伝統を継承する春日区の皆さんの情熱に絶大な拍手と、いついつまでも通じていただきたいとおもうのは市民皆さんの気持ではないでしょうか。

「これこそ春日市民の誇りうる無形文化財ではないでしょうか」以上をもちまして、「春日の社」を終稿いたしますが、紙面の都合により割愛しましたことをおわび申し上げますとともに、「ご教示、ご指導下さいました春日区の皆様」に厚くお礼を申し上げます「終わり」といたします。

春日市郷土史研究会  
山田 隆

次回から「須玖・岡本」篇  
「春日風土記」は「春日の社」に引き続き、「須玖・岡本」篇を次回から連載いたします。著者は、春日市郷土史研究会の皆さんです。

6月のこよみ



- 1日(火)・水道週間に巡回サービス (～7日)
- 6日(日)・第5回子供の歯を守る集い (筑紫歯科医師会館)
- 7日(月)・献血の集い (春日南小体育館)
- 12日(土)・児童手当現況届 (～22日)
- 16日(水)・市民プール開き
- 19日(土)・「母親水泳教室」受付締切り
- 21日(月)・胃ガン検診受付 (～7月3日)
- ・献血の集い (春日西小体育館)
- 22日(火)・夏至
- 30日(水)・市・県民税、国民健康保険税、国民年金保険料、市営住宅使用料、保育所保護者負担金納期限

お済みですか

保険証の切り替え

国民健康保険の保険証は、4月1日から新保険証(かき色)に変わっていますので旧保険証(ふじ色)は使えません。

国民健康保険税

年度	56年度	57年度
所得割	6.5%	6.5% (個人課税)
均等割	8,000円	8,500円
平等割	9,500円	10,000円
最高課税	26万円	27万円

国民健康保険事業は、加入者が病気やけがで病院などにかかったとき、その医療費の支払いに充て

税率が改正  
されました

特にお金は、記号・番号ともに変わっています。まだ切り替えがお済みでない方は、印鑑と旧保険証を持参のうえ、国保医療係へお問い合わせください。

昭和57年度は、現行の税率では財源に不足が生じるので、健全な事業運営をはかるために、上表のとおり税率が改正されました。なわ、加入者の負担を少しでも軽減するために、一般会計から4千万円の繰り入れがされています。

(国保年金課)

人権を守って  
明るい社会を

人権擁護委員制度をご存知ですか。6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人

身体障害者・戦傷病者  
巡回相談のお知らせ

身体障害者手帳所持者及び戦傷病者で次の相談が必要の方及び身体に機能的な障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けようとする方(内部障害者を除く)のために巡回相談を行います。

【相談内容】①補装具の交付又は修理②更生医療③身体障害者手帳の交付・再交付

【日時】6月23日(木)  
午前10時～午後2時30分

【会場】春日市社会福祉センター

(春日郵便局隣)

【持参するもの】身体障害者手帳又は戦傷病者手帳及び印鑑

児童手当の特別給付

該当者は申請を

被用者(会社などに勤務している人)で昭和56年度以前に所得11万1千円のため児童手当がもらえなかった人で、昭和56年中の収入が

権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生しました。これが人権擁護委員による人権擁護委員制度の始まりです。全国の人権擁護委員は6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心としてみなさんとともに、一層、人権思想の啓発に励むことを申し合わせております。

春日市には、市長から推薦され

- ▽山崎村二丁大字須玖1958
- ▽今里治幸一大字下白水1563
- ▽(50) 9637
- ▽(56) 4545
- ▽(50) 2252

児童手当の現況届  
必ず出して下さい

57年度の児童手当現況届を次の通り受け付けます。該当者は必ず届けて下さい。

【期日】6月12日から22日まで(12日(土)13日(日)19日(土)20日(日)も受け付けます)

【時間】9時から17時まで(12日(土)は13時から17時まで)

【場所】春日市役所

【持参するもの】①印鑑②健康保険証③厚生年金の加入証明または年金証書のコピー④57年1月1日現在、春日市に居住していなかった人は、前住地の所得証明書⑤銀行の預金通帳

(問い合わせ先)  
市福祉事務所福祉係

扶養 親数	収入
0人	3,787,500円
1人	4,150,000円
2人	4,512,500円
3人	4,875,000円
4人	5,237,500円
5人	5,600,000円

【持参するもの】①印鑑②健康保険証③厚生年金の加入証明または年金証書のコピー(国民年金の方は必要ありません)④57年1月1日現在、春日市に居住していなかった人は、前住地の所得証明書⑤未申告の人は、直ちに申告をして下さい。

(問い合わせ先)  
市福祉事務所福祉係  
※正当な理由がなくて届けないと手当の支給が、止まる場合があります。

### 社会の風紀環境を

#### 浄化する運動

定春防止法制定の日である5月24日を中心に「社会の風紀環境を浄化する運動週(2週間)」が全国的に展開されます。

春日市においても、次の運動を

重点に実施してまいりますので、市民の皆さんも、この趣旨を理解され、ご協力ください。

①定春および性病を助成する風紀環境を浄化するための啓蒙、実践活動の推進 ②未成年者の定春防止対策の強化 ③性病の早期予防対策の推進

## 「暮らしですか」

どちらも名称が、難しくわかりにくい「収蔵庫」は考古学界でも注目されて来た本市の貴重な出土品・縄文時代の上器・石鏡(やじり)等から弥生時代のカメ類、青銅器などの約50点を、「資料館」には、時代の



### 埋蔵文化財収蔵庫

#### 民族文化財資料館

進歩と技術革新でわたしたちの生活から消えてしまった飲食・光熱用具、家具、住居、農具、狩猟具、紡織、運搬具、医療具、娯楽具、節用用具など約30点を収蔵、展示しています。

わたしたちの先祖、いやおじいさん、おばあさんが若くて元気を頃は、こんな品を使って働かれたものもあるはずですよ。

### 郷土の古い歴史がわかる

苦勞して集めた品もありませんので、一度は親子一緒に見学してください。どちらも、昭和43年から45年にできました。坂口町のバス停から徒歩2分。中央公民館の西側(写真資料館)

### 乗用者の直前横断が37%も

6月10日まで

#### 「鉄道妨害防止運動」

踏切での事故防止に躍起になっている国鉄は、「鉄道妨害防止運動」を5月20日から6月10日まで全国一せいにし、今回は特に踏切事故の防止と幼少年のいたずらによる鉄道事故防止を重点に運動を進めます。

56年度の博多鉄道公安室担当区

域内の鉄道事故発生状況は、踏切事故71件のうち48件68%が警報機付しや断続のある踏切での事故で、原因は乗用車の直前横断が25件37%、トラックの停止位置不良、しや断続機が19件27%、自転車による事故(落輪など)も10件含まれています。

自転車といえば、子どもの事故もふえ、9月には小学校2年の男子児童が学友2人と踏切を渡ろうとして自転車もろとも跳ね飛ばされて死亡した事故のほか、子ども2人の死亡事故も発生しています。踏切に近付かないよう、線路に石

持参下さい。なま生活保護世帯は無料ですので、該当者は事前に証明書を準備し、当日受付に提出してください。

### 胃ガン検診

希望者はどうぞ

胃ガンの検診を実施しますので、受診希望者は申し込んで下さい。

#### 【申し込み方法】

必ず官製住居はがきを使用し、住居の裏面に①地区名②住所③氏名④年齢⑤性別⑥電話番号を記入し、最後に「胃ガン検診」と明記のこと。また返信の表面には、郵便が着くように、あなたの住所氏名を記入し、裏面には何も書かないでください。

#### 【申し込み先】

春日市下白水町の1春日市役所衛生課  
【料金】1600円、検診当日

### 集談等講習会

- 日時 6月19日(土)9時~12時
- 場所 筑紫野警察署会議室
- 対象者 本年8月まで引続き猟銃または空気銃を所持する人
- 受講手続き ライカ磁写真1枚を添え6月11日までに申し込んでください。
- 受講手数料 1500円 (印鑑要ります)
- 申し込み・問い合わせ先 筑紫野警察署保安係
- ☎(093)31331

### かすがの目

今では自転車もバイクも下駄並みになりました。物は揃えて脱ぐのが楽らしい。それに、どうでしょう。駅周辺の自転車の乱雑な置きっぱなしは、この人達は自宅でも訪問先でも物は脱ぎっぱなしでしょうか。また、奥床しき、教養・理性のカケラもないわけではあるまいし、どこかに置き忘れた人達でしょうか。とも角、人様に迷惑をかけることが大切です。◆自転車も荷物も揃えて整然とする奥ゆかしさ。心地よい環境になるように心掛けるのはよい町作りにも大切なことです。(江頭)

### 愛の献血に協力を

市献血推進協議会では、次の通り献血を実施しますので、市民みなさんご協力をお願いします。

- 6月21日 午前9時30分~11時30分 午後1時~3時
- 春日西小学校体育館

## 地域にも目を向けて 春婦連 新年度の活動方針

春日市婦人団体連合協議会(時称「春婦連」)は代表者総会を4月22日、市社会福祉センターで開き、57年度の事業計画と新役員を次のとおり決めました。

この事業計画と一緒に新年度の運動方針ともいうべき3つの努力目標を掲げました。

- ①資源を大切にす
  - ②青少年の健全育成
  - ③組織の拡大
- ①は、組織の強化、未組織地域への組織拡大が必要なので、未組織の新興地域に婦人部を設置してもらうよう、地区の幹部に働きかける。とともに、隔月第2水曜に開いている「婦人学級」の一般教養学級を地域で開設、新しい生活に対応できる知恵も身につけてもらう。など、積極性がうかがえます。
- (会長) 白水千代  
(副会長) 村田豊子、河鍋まさ子  
(書記) 古賀善子、柳山文子  
(会計) 白水昌子(総務部長) 木賀善子(調査広報部長) 秋枝マツエ(文化体育部長) 白水マサ(生活部長) 上野泰子(以上敬称略)

### 身障者事業に寄金

春日市チャリティ茶会

市内の茶道教授有志による第2回春日市チャリティ茶会が4月29日小倉光臨寺で開催され、茶券売り



茶会代表から寄金受ける市長

上げ金の一部が市に寄せられ、たので、社会福祉協議会に委託、身障者対策事業費の一部に使われます。

「体操教室」へのおさそい

女性の健康維持とストレス解消に、美容体操を行っています。肩こり、腰痛、便秘等に効果的です。運動不足になりがちな方は、ご一緒に楽しく手足を伸ばしましょう。

- 場所：スポーツセンター剣道場
- 日時：毎週水曜日、午前10時～12時
- 会費：月額千円(入会時スポーツ保険100円・入会金500円)
- 講師 梅野日出子さん(新潟大履日自主トレニング、第3大陽日休み)
- 連絡先(電話) 1210 松本

### 予防接種

#### 三種混合予防接種

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の予防接種は、2歳以上の人は集団接種、2歳未満の人は個別接種となっています。集団接種の6・7月の日程は次の表のとおりです。忘れずに受けて下さい。

【対象年齢】1期は、2歳から4歳未満。2期は、1期完了後、

#### 三種混合集団予防接種日程 (2歳以上)

日程	会場
6月10日(木)	市役所西別館
7月1日(木)	市役所西別館 子歳
7月29日(木)	

受付時間 午後2時～3時半  
次回は9月10日の予定です

1年から1年半の間  
【接種回数】1期の方は、3～8週間隔で3回。2期の方は1回  
【料金】無料  
【必要なもの】母子健康手帳と

#### 日本脳炎予防接種

日本脳炎の予防接種を下記の日程で実施しますので、接種を希望される方は、最寄りの会場でお受けください。

【対象者】3歳以上の人。特に小学校入学前の幼児は、入学前までに接種をつけておく必要がありますので積極的に受けてください。

筑紫歯科医師会は6月4日から始まる歯の衛生週間に、第5回子供の歯を守る集いを次のとおり催します。ふるって参加してください。

○日時 6月6日(日)  
午前10時～午後3時

【子供の歯を守る集い】

○場所 筑紫歯科医師会館  
(西鉄春日原駅から徒歩1分、春日原派出所前)

○対象 小学生までの児童および妊産婦

○内容 無料検診、衛生相談、フッ素塗布、ほか

※歯ブラシを無料で配布します。

#### 日本脳炎予防接種日程 (一般)

1回目	2回目	会場
6月15日(火)	6月22日(火)	板ヶ丘公民館 水上公民館
16日(水)	23日(水)	春日原公民館 春日町公民館
18日(金)	25日(金)	須玖公民館 らくし台公民館
29日(火)	7月6日(火)	光町公民館 市役所西別館
7月13日(火)		市役所西別館

【受け方】初回接種はじめて受ける年に、1～2週間の間隔で2回接種を受ける。追加接種は初回接種完了後、翌年1回接種を受ける。これで基礎免疫ができますので、その後は、3年に1回程度接種を受けてください。

【料金】無料  
受付時間 午後2時～3時半

※中学生以下の人の接種は、必ず印鑑を持参のうえ、保護者が同伴してください。

【受診上の注意】「接種できない人」については5月1日号をご覧ください。

6月の水道修繕当番店  
6月1日(火)～6月30日(木)  
中原工務店(別) 1400  
6月中の漏水修理等については右の業者が、春日那珂川水道企業団(別)7001に連絡ください。